

税務における第一人者
“税務マエストロ”による税実務講座

税 務 マエストロ

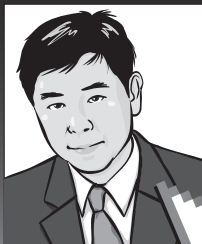
TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

消費税法36条 の問題点

#310

熊王征秀
(税理士)



略歴

学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。『消費税法講義録』等、著書多数。

現在

東京税理士会会員相談室委員
東京地方税理士会税法研究所研究員
日本税務会計学会委員
大原大学院大学教授

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。
ta@lotus21.co.jp

マエストロの解説

消費税法36条(納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)の適用については、消費税法12条の4(高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例)の創設やインボイス制度の導入に伴い、数回の改正を経て現在に至っている。本稿では、この棚卸資産に係る消費税額の調整規定が抱える問題点について考察する。

I 免税事業者が課税事業者になった場合の税額調整

消費税には会計や所得税、法人税のような費用収益対応の概念がない。仕入控除税額の計算にあたっては、期首の在庫や期末の在庫、売上原価は一切関係させず、当該課税期間中の課税仕入れ等の税額を基に仕入控除税額を計算するのは周知のとおりである。

しかし、免税事業者が課税事業者になるような場合には、免税期間中に仕入れた棚卸資産は仕入税額控除の対象とはしていない。これを課税事業者になってから販売した場合には、その売上げについてだけ消費税が課税されることとなってしまう、継続して課税事業者である事業者と比べ、不利な扱いを受けることになってしまう。

そこで、免税事業者が課税事業者となった場合には、売上げに対する消費税とのバランスをとるために、免税期間中に仕入れた棚卸資産に係る消費税額を、仕入控除税額の計算の基となる課税仕入れ等の税額に加算することを認めることとした。

この棚卸資産に係る消費税額を加算調整は、基準期間や特定期間における課税売上高が免税点を超えたことにより強制的に課税事業者となる場合の他、免税事業者が「課税事業者選択届出書」を提出したことにより課税事業者となる

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい